

# ○意見聴取、聴聞及び意見の聴取の主宰者並びに弁明を 録取する警察職員の指定等に関する訓令

(平成6年9月30日静岡県警察本部訓令第26号)

(目的)

第1条 この訓令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号。以下「暴対国公委規則」という。）第2条第2項の規定により公安委員会が行う意見聴取を主宰させる意見聴取官並びに本部長が行う不利益処分について、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等規則」という。）第3条に規定する主宰者及び道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「意見の聴取等規則」という。）第3条に規定する主宰者並びに聴聞等規則第21条及び意見の聴取等規則第14条に規定する弁明を録取する警察職員の指定等について必要な事項を定めることを目的とする。

(意見聴取の主宰等)

第2条 暴対国公委規則第2条第2項の規定により公安委員会が行う意見聴取を代行主宰する意見聴取官には、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 組織犯罪対策局長の職にある者
- (2) 組織犯罪対策課長の職にある者
- (3) 捜査第四課長の職にある者
- (4) その他本部長が指名する職員

(聴聞の主宰者)

第3条 聴聞等規則第3条に規定する聴聞を主宰する警察職員は、聴聞及び意見の聴取の主宰者並びに弁明を録取する警察職員の指定等に関する規則（平成6年静岡県公安委員会規則第21号。以下「指定規則」という。）第2条に規定する者をもって充てる。

(意見の聴取主宰者の指名)

第4条 意見の聴取等規則第3条に規定する意見の聴取の主宰者は、指定規則第3条に規定する者をもって充てる。

(弁明を録取する警察職員の指名)

第5条 聴聞等規則第21条及び意見の聴取等規則第14条に規定する弁明を録取する警察職員は、指定規則第4条に規定する者をもって充てる。

(指名書の交付)

第6条 第2条第4号に規定する職員の指名については、指名書（別記様式）を交付して行う。

附 則

この訓令は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 5 月 1 日県本部訓令第 16 号)

この訓令は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 4 月 28 日県本部訓令第 18 号)

この訓令は、平成 16 年 4 月 28 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日県本部訓令第 10 号)抄

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 8 月 2 日県本部訓令第 36 号)

この訓令は、平成 19 年 8 月 2 日から施行する。